

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月20日
【計算期間】	第20期 (自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日)
【ファンド名】	ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラル
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 岡田 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【連絡場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【電話番号】	03-5542-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、日本と米国の株式に投資を行い、日米の株式市場全体の変動にかかわらず信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
		不動産投信	
追加型投信		その他資産 ()	特殊型 (絶対収益追求型)
	内 外		
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル			
大型株	年2回	日本			ブル・ベア型
中小型株					
債券	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)	
一般	年6回 (隔月)	欧州			条件付運用型
公債		アジア			
社債	年12回 (毎月)	オセアニア			
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米			絶対収益追求型
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券)		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			その他 ()
資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるも

のをいう。

- (2)特殊型.....目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- 一般.....次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 大型株.....目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 中小型株.....目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般.....次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 公債.....目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 社債.....目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3)不動産投信.....これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

- (4)その他資産.....組入れている資産を記載するものとする。

- (5)資産複合.....以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回.....目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
 年2回.....目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
 年4回.....目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
 年6回(隔月).....目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
 年12回(毎月).....目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
 日々.....目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 その他.....上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- グローバル.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 日本.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 北米.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 欧州.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 アジア.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 オセアニア.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 中南米.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 アフリカ.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 中近東(中東).....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ファミリーファンド.....目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う

旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型.....目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(平成22年7月1日現在)

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1

ケイマン籍円建外国投資信託「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」への投資を通じて、主として日本および米国株式に実質的に投資します。

- ・ 日米の株式において、「買いポートフォリオ」と「売りポートフォリオ」をほぼ同額構築(マーケット・ニュートラル戦略)することにより、日米の株式市場全体の変動にかかわらず、安定した運用収益の獲得を目指します。
- ・ 投資する日本の株式については、MSCIジャパンインデックス構成銘柄、米国の株式については、S&P500種株価指数構成銘柄とします。
- ・ ポートフォリオの構築にあたっては、各銘柄の期待収益率を算出し、相対的魅力度を割り出します。魅力度の高い銘柄を買建て(買いポートフォリオ)、魅力度の低い銘柄を売建て(売りポートフォリオ)し、ポートフォリオを構築します。
- ・ 運用は、アナリティック・インベスターズ・エルエルシー(米国。以下、「アナリティック社」といいます。)が行います。

2

マーケット・ニュートラル戦略により、株式市場の変動にかかわらず、安定した運用収益の獲得を目指します。

- ・ マーケット・ニュートラル戦略とは、魅力度の高い銘柄を買付け(買いポートフォリオの構築)、魅力度の低い銘柄を売り建て(売りポートフォリオの構築)し、買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額・業種配分を同じにする運用手法です。このため、収益の源泉は企業間格差のみに集約されます。

3

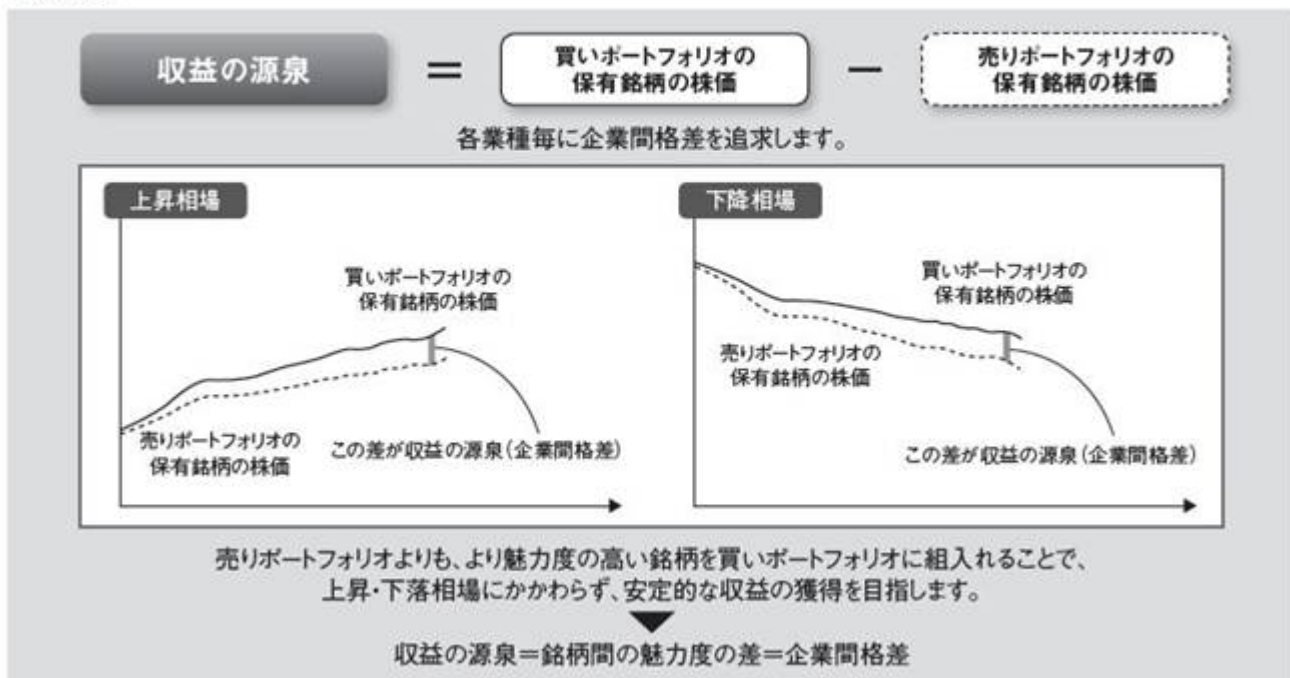
実質的に投資する外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行います。

- ・ 原則として、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を目指します。

(注)市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

収益の源泉

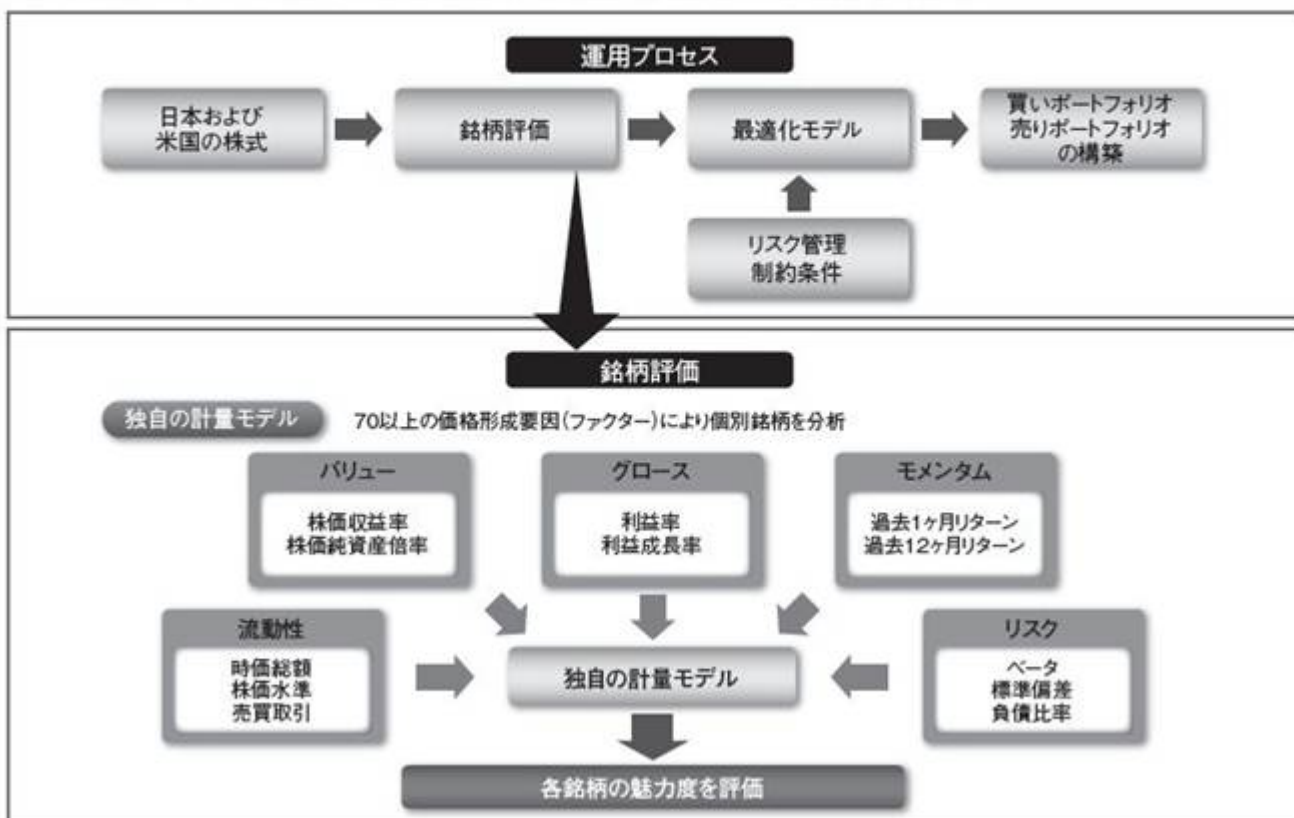
「買い」および「売り」それぞれのポートフォリオが保有する銘柄の株価の差（企業間格差）が、収益の源泉となります。



*上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。

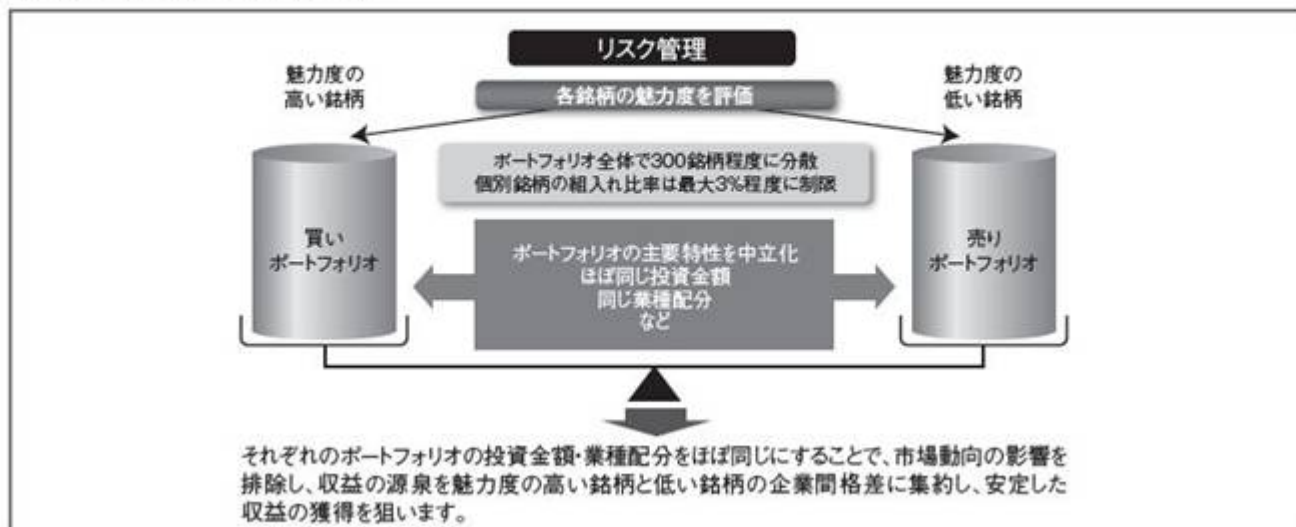
運用プロセスおよび銘柄評価

アナリティック社独自の計量モデルで算出した期待収益率をもとに、魅力度の高い銘柄を買いポートフォリオに組入れ、魅力度の低い銘柄を売りポートフォリオに組入れます。この時、買いポートフォリオに組入れた銘柄の収益率が売りポートフォリオに組入れた銘柄の収益率を上回ることを目標とします。



リスク管理

ポートフォリオ全体として市場動向の影響を排除するために、両ポートフォリオの主要特性を中立化するように以下の制限をかけて最適化を行います。

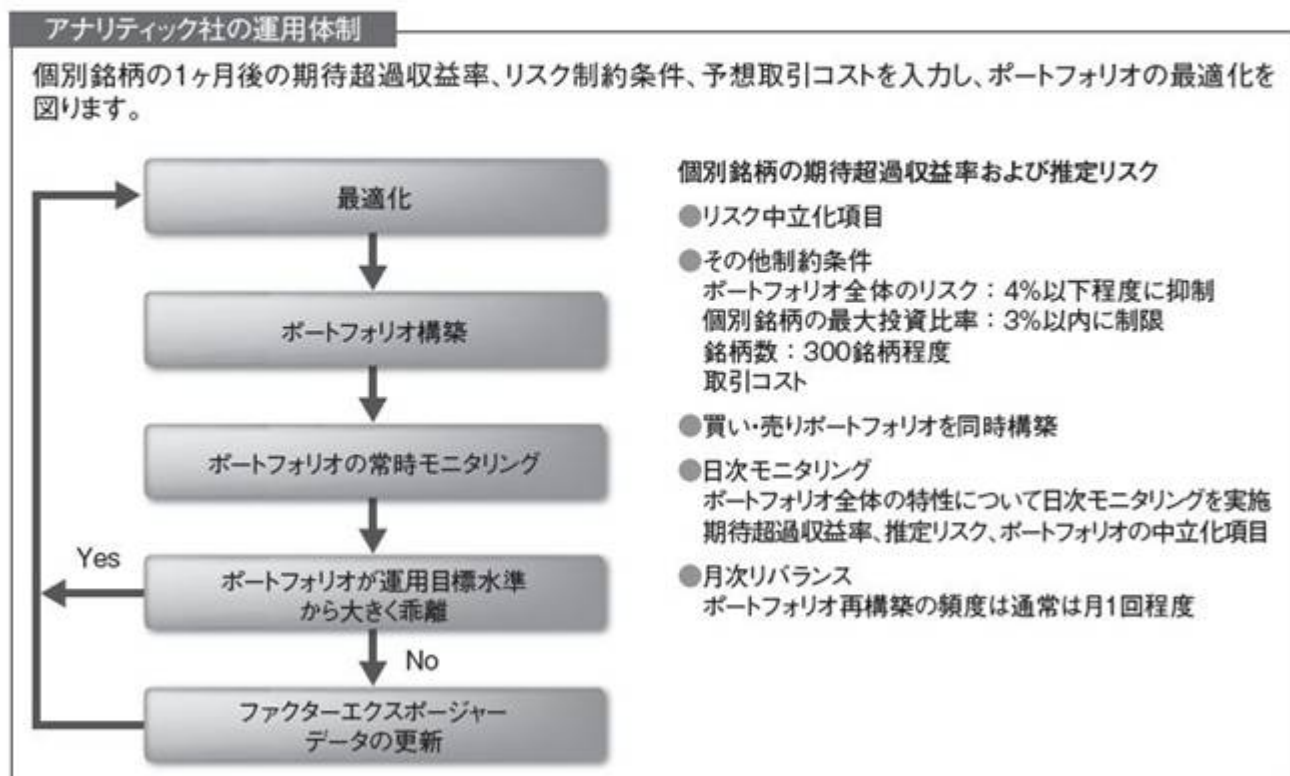


(注)市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

参考

ケイマン籍円建外国投資信託「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」の運用体制

当ファンドが主要投資対象とするケイマン籍円建外国投資信託「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」において、アナリティック社は、以下の体制で運用の意思決定を行います。



(注)市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券およびコマーシャルペーパー以外の有価証券への投資は行いません。
- 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

■ 分配方針

年2回（毎年3月20日および9月20日（休業日の場合は翌営業日））に決算を行い、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、運用を行います。

※ 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

信託金限度額

- ・ 1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成14年10月 1 日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

平成15年 6 月20日

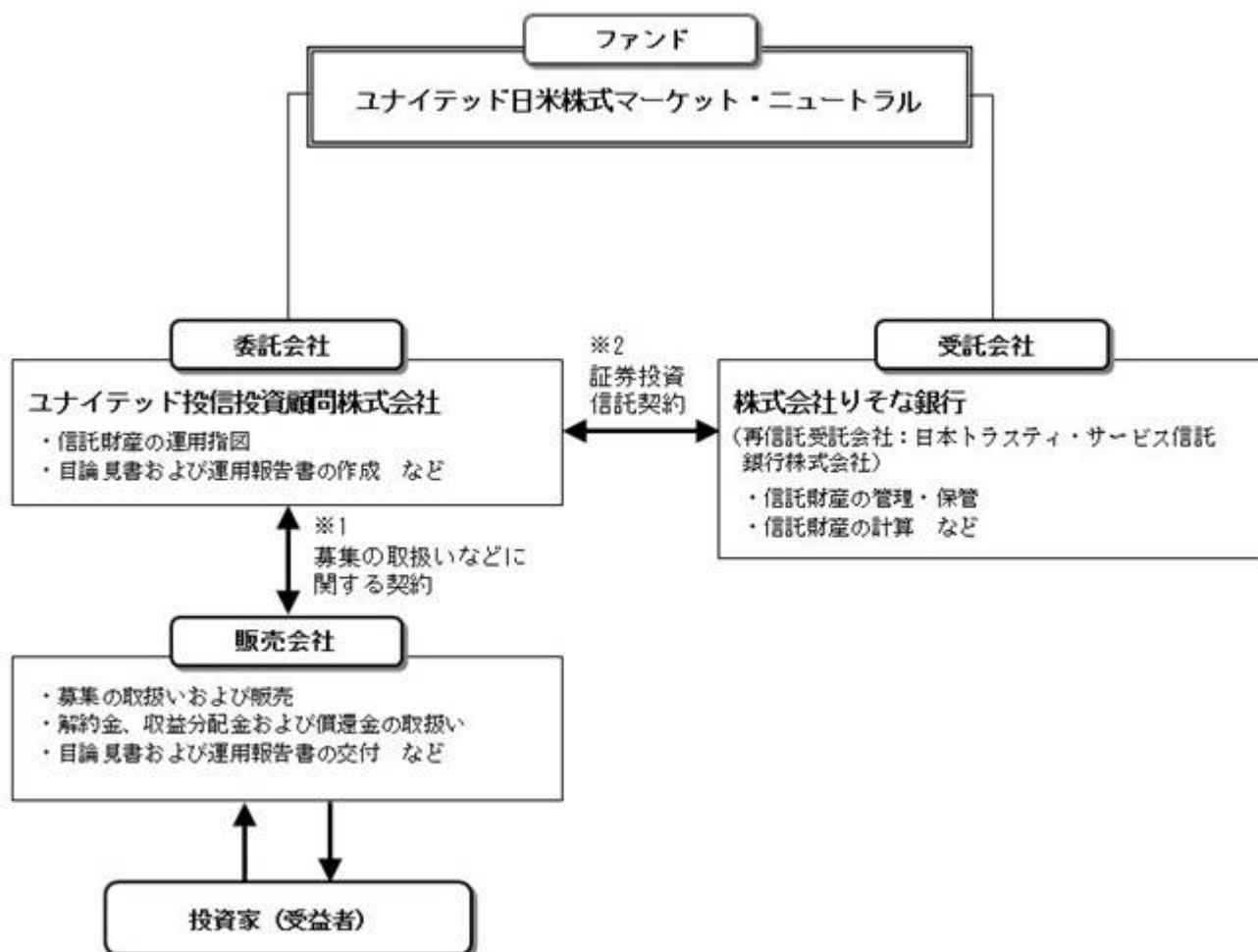
- ・ 決算日を年1回（毎年6月30日（休業日の場合は翌営業日））から年2回（3月20日および9月20日（休業日の場合は翌営業日））とするための約款変更を実施

平成17年10月31日

- ・ ファンドの名称を「U A M 日米株式マーケット・ニュートラル」から「ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラル」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

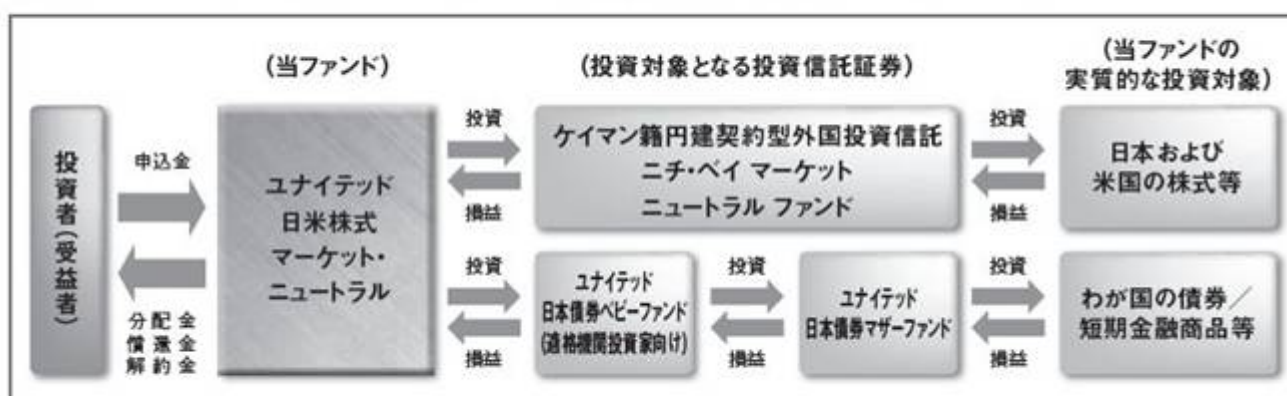


- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの、販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの、運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



（注）市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

委託会社の概況（平成25年3月末現在）

1）資本金

13億500万円

2）沿革

平成11年9月17日： 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立
 平成11年10月26日： 証券投資信託委託業の認可取得
 平成12年10月6日： オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。
 平成16年1月20日： 投資顧問会社として登録
 平成17年3月30日： 日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。
 平成17年10月31日： 投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更
 平成19年9月30日： 金融商品取引業者として登録

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区六番町 2 番地	5,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

この投資信託は、わが国の証券投資信託「ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)」およびケイマン籍の契約型外国私募投資信託「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」の円建ての投資信託証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とし、実質的に日本と米国の株式に投資を行いつつ、日米の株式市場全体の変動にかかわらず信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
- 2．ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド
- 3．コマーシャル・ペーパー

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することの指図ができます。

- 1．預金

- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- 3．コール・ローン

- 4．手形割引市場において売買される手形

投資対象とする投資信託証券の概要

1. ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド

(1)基本方針	
この投資信託は、日本と米国の株式にマーケット・ニュートラルという手法を用いて分散投資を行い、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。	
(2)投資対象	
この投資信託は、日本と米国の株式を主要投資対象とします。日本株式については、MSCIジャパンインデックス構成銘柄を、米国株式については、S&P500種株価指数構成銘柄を主要投資対象とします。	
(3)投資態度	
① 「マーケット・ニュートラル」という運用戦略を用い、主として日米の株式について、企業の収益性、成長性および安定性等を総合的に勘案して銘柄選定を行い、高ランク銘柄をロング（買いポートフォリオの構築）し、低ランク銘柄をショート（売りポートフォリオの構築）し、ほぼ同額のロングおよびショートのポジションをつくることにより、日米株式市場の騰落および金利の動向にかかわらず、安定的な収益の獲得を目指します。 ② 日米の株式についての期待収益率を独自の計量モデルで予測し、業種・投資金額・時価総額・ベータ値等のリスク特性管理を行い、徹底したリスク管理のもとで、個別銘柄リスクのみを付加価値の源泉とすることにより安定的な収益の獲得を目指し、信託財産の成長のため積極的な運用を行います。 ③ エクイティ・スワップ、現物株式の買付け、借株した株式の売却等の手法を必要に応じて活用することにより、日米の株式について、純資産総額に対してそれぞれ最大2倍程度までの運用を行う買いポートフォリオと売りポートフォリオを組み合わせ、ファンド全体として戦略の分散を図り、日米株式市場の変動にかかわらず安定的な収益の獲得を目指します。 ④ 日本株式部分と米国株式部分の投資割合は、同程度とすることを原則とします。ただし、この比率は将来的に変わる可能性があります。 ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。	
(4)その他	
① 信託期間 平成14年11月4日から無期限とします。 ② 計算期間 毎年1月1日から12月末日まで。 ③ 分配方針 毎計算期末において、基準価額の水準を勘案しながら分配を行います。 ④ 申込手数料 申込手数料はかかりません。 ⑤ 信託報酬等 年1.02%程度。また、信託事務に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、法律顧問費用、監査費用などがかかります。	
(5)関係法人	
関係法人	名 称
運用会社 (Investment Manager)	アナリティック・インベスターズ・エルエルシー
管理会社および登録会社 (Administrator and Registrar)	エスエムティー・ファンド・ サービスズ（アイルランド）リミテッド
信託会社 (Trustee)	ジーエーエス（ケイマン）リミテッド
ブライム・ブローカーおよび保管会社 (Prime Broker and Custodian)	モルガン・スタンレー・アンド・コー・ インターナショナル・リミテッド

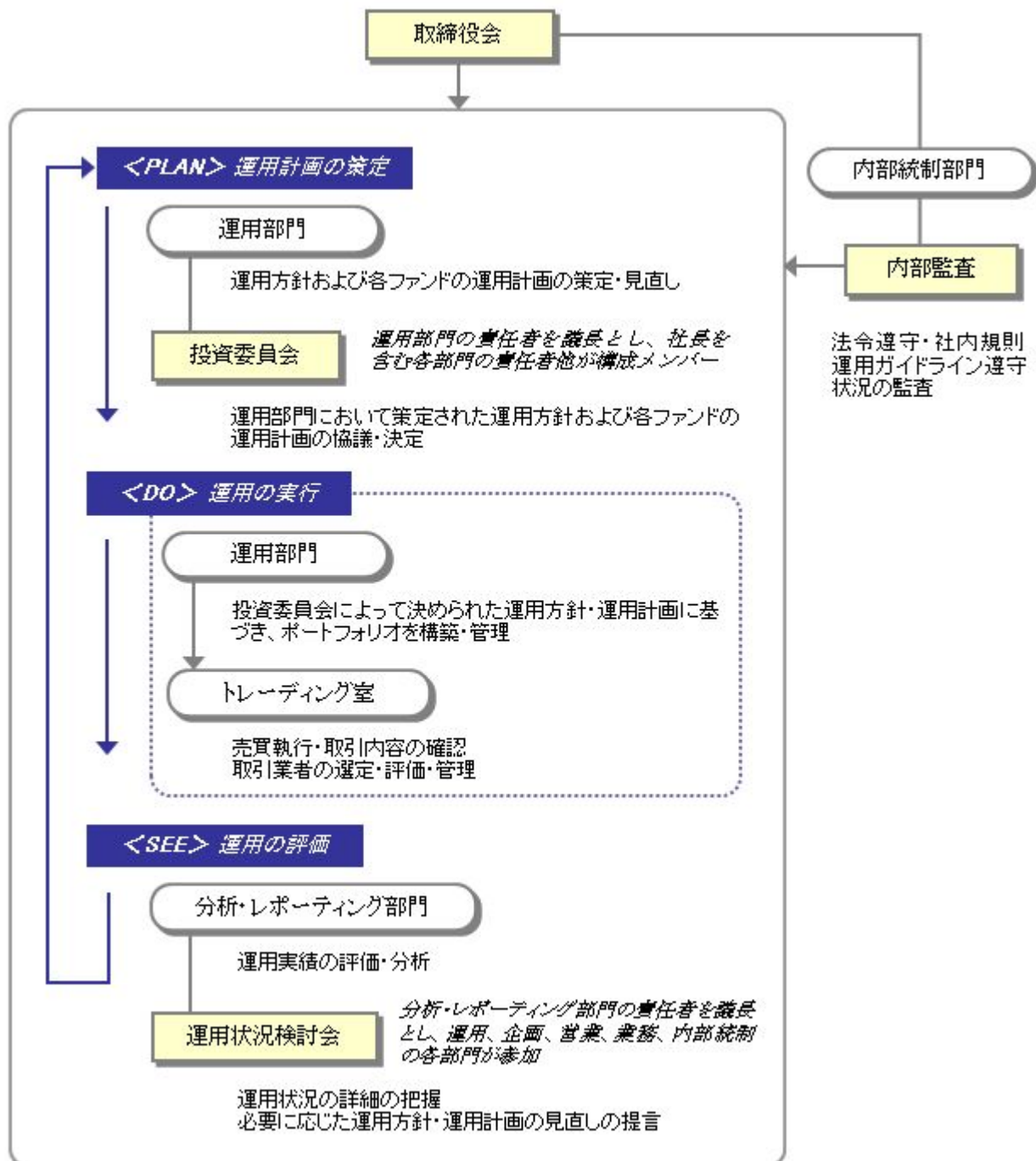
2. ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）

(1)投資対象 この投資信託は、主としてわが国の債券に投資を行う「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。 なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。
(2)投資態度 ① 親投資信託の受益証券への投資を通じて、主としてわが国の債券に投資します。 ② 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。 ③ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。 ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。 ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
(3)その他 ① 信託期間 平成14年10月2日から無期限とします。 ② 計算期間 毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。 ③ 分配方針 収益分配は行いません。 ④ 申込手数料 申込手数料はかかりません。 ⑤ 信託報酬 この投資信託の委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.21%（税抜0.20%）を乗じて得た額とします。
(4)関係法人 ① 委託会社 ユナイテッド投信投資顧問株式会社 ② 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

- ・運用組織、内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織



委員会名または部署名	役割
投資委員会 （原則月1回開催）	当社または再委託先が行う運用および投資一任契約に基づく運用戦略について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
運用状況検討会 （原則月1回開催）	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等を検証し、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に報告または勧告を行います。
運用部門 （6名程度）	投資委員会で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。
分析・レポート部門 （3名程度）	全てのファンドについて、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート）を行います。

内部統制部門 （3名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証ならびに検証に基づく指導を各部門に行います。
トレーディング室 （2名程度）	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。

・社内規程

委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則、利益相反管理規程等の規則・規程を定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、資産運用リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部門から独立した部署が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。

なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。

・ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行（再信託受託会社を含みます。））については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。

発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項（信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力）に基づき評価した上で選定・採用しています。

また、原則として6ヶ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

上記の運用体制は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

１）投資信託証券およびコマーシャルペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

２）有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

３）委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

４）資金の借入れ

１．委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は５営業日を超えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の１０％を超えないこととします。

３．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、投資信託証券への投資等を通じて、実質的に株式や債券などの値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）等に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額を変動させる主なものは、以下の通りです。

有価証券等の価格変動リスク

当ファンドが投資する投資信託証券は、株式や債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので、当該投資信託証券が組入れる株式や債券の価格変動の影響を受けます。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

金利変動リスク

投資信託証券を通じて債券を組入れておりますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、投資信託証券が投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。

為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない等流動性の影響を受けます。一般に、流動性の低い有価証券は、より高い有価証券に比べ価格変動率が高くなる傾向があります。当ファンドが投資する投資信託証券が保有する有価証券等において流動性が損なわれた場合、当ファンドの基準価額はその影響を受け、値下がりする要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に一部投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。その結果、基準価額が値下がりすることがあります。

解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファンド・オブ・ファンズ方式による運用は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが組入れる投資信託証券に対し、多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」におけるエクイティ・スワップの仕組みに係るリスク

- （Ａ）エクイティ・スワップは、当該投資信託証券と金融機関が当事者となり、リターンとコストを交換する取引のため、当該投資信託証券の取引の相手方である金融機関が倒産等の事態に陥った場合は、当該取引が不履行となることが想定されます。係る事態が発生した場合は、当該投資信託証券の基準価額等に重大な影響を与える可能性があります。
- （Ｂ）当該投資信託証券は、プライム・ブローカーを通じて第三者から株式を借入れる場合があります。借入れた株式について、当該第三者より返還請求があった場合には、当該株式を手当てし返還する義務を負います。その場合、新たな借入れができない、もしくは不利な条件での借入れしか出来ないなどリスクがあり、基準価額に影響を与える可能性があります。

ファンド運営上のリスク

- （Ａ）取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得のお申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受付を中止する場合があります。
- （Ｂ）信託の途中終了
委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。
- （Ｃ）外国籍投資信託証券
当ファンドが投資対象とする外国籍投資信託証券は、海外の運用会社が運用しております。当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

（Ａ）販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じてファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

（Ｂ）受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

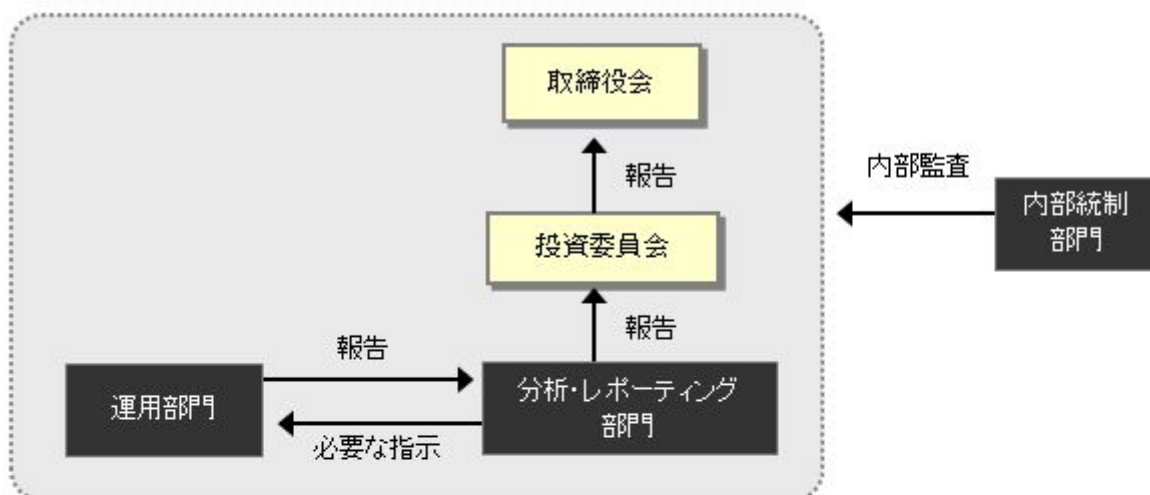
収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

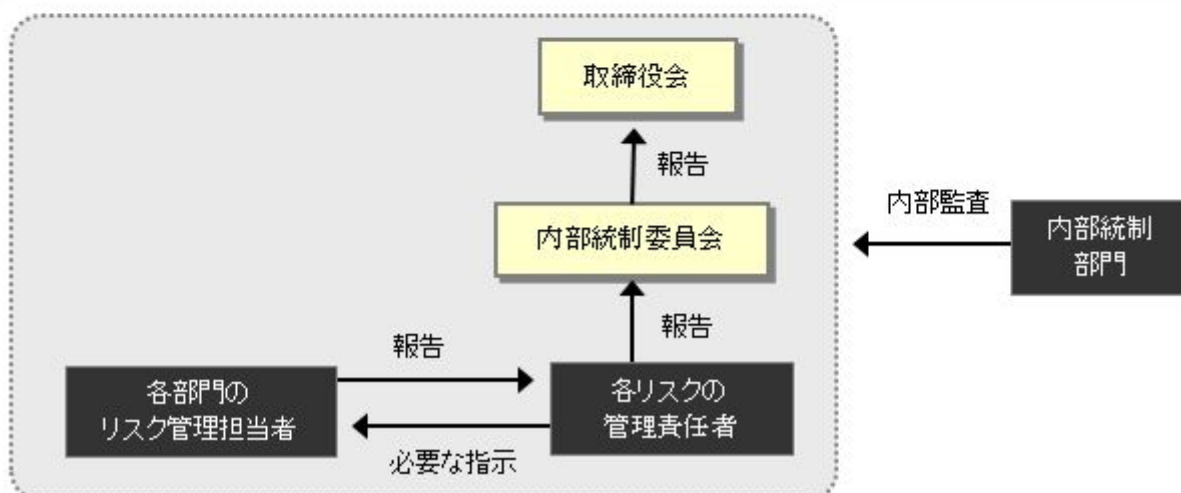
（２）リスク管理体制

- ・資産運用リスク管理について：
市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。
担当部門である運用部門が日々リスクの管理を行い、統括部門である分析・レポーティング部門に報告します。統括部門は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度開催される投資委員会にて内容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。
- ・その他のリスク管理について：
事務リスク、システムリスク、コンプライアンスリスクを対象とします。
各部門のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスク毎のリスク管理責任者である部門の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催される内部統制委員会にて報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

資産運用リスクの管理



その他のリスクの管理



上記体制は平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.1%（税抜2%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.987%（税抜0.940%）
投資対象とする投資信託証券	0.980%（税抜0.979%）程度
実質的負担	1.967%（税抜1.919%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.987%（税抜0.940%）の率を乗じて得た額とします。
- ・当ファンドが負担する実質的な信託報酬率（概算）は、年1.967%（税抜1.919%）±0.1%です。
- ・投資信託証券の報酬率は、当ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、基本投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.1%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、上記の概算値には、トラスティ・フィーは含んでおりません（実額出費のため）。

<参考> 当ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬

1. 「ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド」

インベストメント・マネジメント・フィー

日々の純資産総額に対して年率0.90%

アドミニストレーション・フィー

日々の純資産総額に対して年率0.12%

ただし、年率0.12%を乗じて得た金額が7,500,000円を下回る場合には、7,500,000円となります。

トラスティ・フィー

年間12,500米ドル

2. 「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」

日々の純資産総額に対して年率0.21%（税抜0.20%）

ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）の信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該投資信託証券の計算期間を通じて毎日計算され、計算期末または信託終了のときに当該投資信託証券の信託財産より支払われます。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.987% (0.94%)	0.210% (0.20%)	0.735% (0.70%)	0.042% (0.04%)

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

実績報酬

運用の実績によって支弁される実績報酬を設けております。委託会社は、当ファンドの計算期間を通じて基準価額が、一定の目標水準（以下「目標基準価額」といいます。）を上回った場合、当該超過部分の30%を実績報酬として受領します。

実績報酬は、次によるものとします。

- (A) 実績報酬の算出日（以下「実績報酬算出日」といいます。）は計算期間を通じた毎日とし、当該算出日の基準価額（実績報酬控除前の基準価額とします。ただし、実績報酬算出日が計算期間末日に該当し、且つ、収益分配を行う場合は、当該実績報酬算出日の実績報酬および収益分配金控除前の基準価額）が目標基準価額を上回った場合は、当該超過部分の31.5%（税抜30.0%）を信託財産に計上します（以下、実績報酬を計上する日を「実績報酬計上日」といいます）。実績報酬は、毎計算期末または信託終了のとき当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、信託財産中から支払われるものとします。

(B) 目標基準価額は、次の計算式を用いて算出した価額とします。

目標基準価額 = $(1 + \text{日次目標リターン} \cdot \text{レート})^{\text{経過日数}} \times \text{基本基準価額}$

(a) 日次目標リターン・レートは次の計算式によるものとします。

日次目標リターン・レート = $(1 + \text{目標リターン} \cdot \text{レート})^{1/365} - 1$

目標リターン・レートは、6ヵ月物譲渡性預金利率（計算期間の期初の前営業日の日本経済新聞において公表されるものを当該計算期間に適用します。）の利率とし、各計算期間毎に見直します。

(b) 経過日数は、前回実績報酬計上日から実績報酬算出日（該当日が休業日のときは翌営業日）までの日数（片端）で算出します。

(c) 基本基準価額は、実績報酬計上日の基準価額（実績報酬計上日が計算期間末日に該当し、収益分配を行う場合は、収益分配後の基準価額）とします。ただし、計算期間末日に実績報酬が発生せず、収益分配のみが行われた場合には、基本基準価額は、計算期間末日の目標基準価額から収益分配金を控除した額とします。なお、信託契約締結後、最初の基本基準価額は10,000円とします。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。

なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- 1) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
- 2) 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- 3) 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- 4) 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 5) 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 6) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 7) この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 8) 格付の取得に要する費用
- 9) この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の

適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。
- 2) 解約金および償還金に対する課税
 - ・解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
 - ^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
 - ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

- 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税
 - ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
 - ・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。
- 2) 益金不算入制度の適用
 - 益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

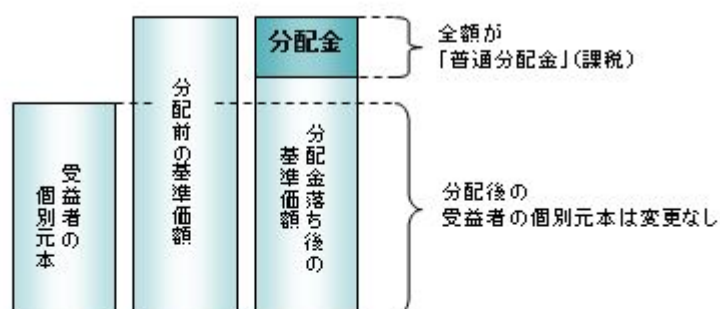
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

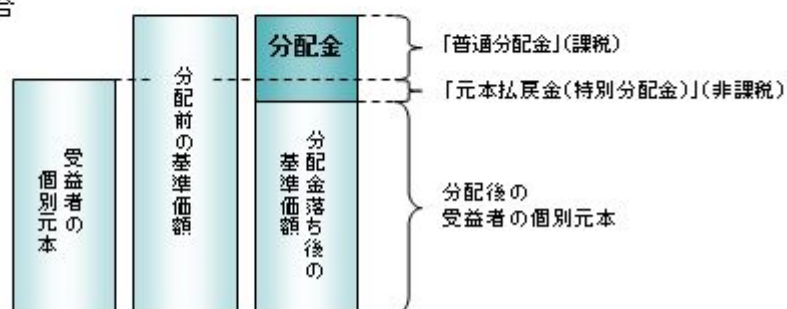
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成25年6月20日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2013年3月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	12,198,818	4.45
	ケイマン島	253,391,064	92.47
	小計	265,589,882	96.93
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	-	8,422,331	3.07
合計（純資産総額）		274,012,213	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
ケイマン島	投資信託受益証券	ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	23,806	10,658	253,724,348	10,644	253,391,064	92.47
日本	投資信託受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	10,984,978	1.1029	12,115,332	1.1105	12,198,818	4.45

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.93
合 計	96.93

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2003年 9月22日	1,297	1,297	0.9830	0.9830
第2計算期間末	2004年 3月22日	1,541	1,571	1.0170	1.0370
第3計算期間末	2004年 9月21日	1,806	1,820	1.0077	1.0152
第4計算期間末	2005年 3月22日	2,261	2,326	1.0484	1.0784
第5計算期間末	2005年 9月20日	2,740	2,767	1.0169	1.0269

第6計算期間末	2006年 3月20日	2,685	2,685	0.9880	0.9880
第7計算期間末	2006年 9月20日	2,803	2,831	1.0088	1.0188
第8計算期間末	2007年 3月20日	2,746	2,879	1.0326	1.0826
第9計算期間末	2007年 9月20日	2,768	2,823	1.0111	1.0311
第10計算期間末	2008年 3月21日	2,365	2,365	0.9163	0.9163
第11計算期間末	2008年 9月22日	1,964	1,964	0.8250	0.8250
第12計算期間末	2009年 3月23日	1,706	1,706	0.7768	0.7768
第13計算期間末	2009年 9月24日	1,561	1,561	0.7203	0.7203
第14計算期間末	2010年 3月23日	1,426	1,426	0.7411	0.7411
第15計算期間末	2010年 9月21日	873	873	0.7280	0.7280
第16計算期間末	2011年 3月22日	788	788	0.7660	0.7660
第17計算期間末	2011年 9月20日	682	682	0.7594	0.7594
第18計算期間末	2012年 3月21日	571	571	0.7384	0.7384
第19計算期間末	2012年 9月20日	477	477	0.7333	0.7333
第20計算期間末	2013年 3月21日	275	275	0.7478	0.7478
2012年 3月末日		630	-	0.7435	-
4月末日		577	-	0.7640	-
5月末日		549	-	0.7386	-
6月末日		525	-	0.7460	-
7月末日		504	-	0.7494	-
8月末日		495	-	0.7456	-
9月末日		479	-	0.7434	-
10月末日		476	-	0.7459	-
11月末日		404	-	0.7405	-
12月末日		346	-	0.7317	-
2013年 1月末日		322	-	0.7739	-
2月末日		292	-	0.7703	-
3月末日		274	-	0.7467	-

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2002年10月 1日～2003年 9月22日	0
第2期	2003年 9月23日～2004年 3月22日	0.0200
第3期	2004年 3月23日～2004年 9月21日	0.0075
第4期	2004年 9月22日～2005年 3月22日	0.0300
第5期	2005年 3月23日～2005年 9月20日	0.0100
第6期	2005年 9月21日～2006年 3月20日	0
第7期	2006年 3月21日～2006年 9月20日	0.0100
第8期	2006年 9月21日～2007年 3月20日	0.0500
第9期	2007年 3月21日～2007年 9月20日	0.0200
第10期	2007年 9月21日～2008年 3月21日	0
第11期	2008年 3月22日～2008年 9月22日	0
第12期	2008年 9月23日～2009年 3月23日	0
第13期	2009年 3月24日～2009年 9月24日	0
第14期	2009年 9月25日～2010年 3月23日	0
第15期	2010年 3月24日～2010年 9月21日	0
第16期	2010年 9月22日～2011年 3月22日	0
第17期	2011年 3月23日～2011年 9月20日	0

第18期	2011年 9月21日～2012年 3月21日	0
第19期	2012年 3月22日～2012年 9月20日	0
第20期	2012年 9月21日～2013年 3月21日	0

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2002年10月 1日～2003年 9月22日	1.70
第2期	2003年 9月23日～2004年 3月22日	5.49
第3期	2004年 3月23日～2004年 9月21日	0.18
第4期	2004年 9月22日～2005年 3月22日	7.02
第5期	2005年 3月23日～2005年 9月20日	2.05
第6期	2005年 9月21日～2006年 3月20日	2.84
第7期	2006年 3月21日～2006年 9月20日	3.12
第8期	2006年 9月21日～2007年 3月20日	7.32
第9期	2007年 3月21日～2007年 9月20日	0.15
第10期	2007年 9月21日～2008年 3月21日	9.38
第11期	2008年 3月22日～2008年 9月22日	9.96
第12期	2008年 9月23日～2009年 3月23日	5.84
第13期	2009年 3月24日～2009年 9月24日	7.27
第14期	2009年 9月25日～2010年 3月23日	2.89
第15期	2010年 3月24日～2010年 9月21日	1.77
第16期	2010年 9月22日～2011年 3月22日	5.22
第17期	2011年 3月23日～2011年 9月20日	0.86
第18期	2011年 9月21日～2012年 3月21日	2.77
第19期	2012年 3月22日～2012年 9月20日	0.69
第20期	2012年 9月21日～2013年 3月21日	1.98

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2002年10月 1日～2003年 9月22日	1,324,567,231	4,772,457
第2期	2003年 9月23日～2004年 3月22日	215,563,456	19,463,683
第3期	2004年 3月23日～2004年 9月21日	299,989,408	22,814,951
第4期	2004年 9月22日～2005年 3月22日	390,034,485	25,614,648
第5期	2005年 3月23日～2005年 9月20日	587,579,424	49,816,156
第6期	2005年 9月21日～2006年 3月20日	285,806,969	262,618,713
第7期	2006年 3月21日～2006年 9月20日	184,279,834	123,776,158
第8期	2006年 9月21日～2007年 3月20日	150,767,360	269,749,433
第9期	2007年 3月21日～2007年 9月20日	290,574,382	212,339,202
第10期	2007年 9月21日～2008年 3月21日	87,097,731	243,282,695
第11期	2008年 3月22日～2008年 9月22日	24,650,556	225,745,078
第12期	2008年 9月23日～2009年 3月23日	24,198,165	208,572,378
第13期	2009年 3月24日～2009年 9月24日	95,420,556	124,145,320
第14期	2009年 9月25日～2010年 3月23日	57,213,296	299,528,514
第15期	2010年 3月24日～2010年 9月21日	133,719,249	860,000,013
第16期	2010年 9月22日～2011年 3月22日	75,853,242	245,597,011
第17期	2011年 3月23日～2011年 9月20日	8,575,669	139,251,704

第18期	2011年 9月21日～2012年 3月21日	16,978,716	142,163,156
第19期	2012年 3月22日～2012年 9月20日	87,492,438	210,531,504
第20期	2012年 9月21日～2013年 3月21日	13,891,333	296,314,821

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

データ基準日：2013年3月29日現在

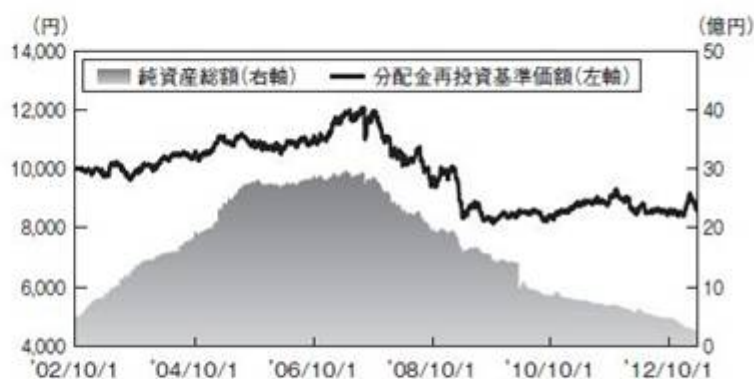
■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	7,467 円
純資産総額	2.7 億円

■ 分配の推移

決算期	分配金
第16期(平成23年3月22日)	0 円
第17期(平成23年9月20日)	0 円
第18期(平成24年3月21日)	0 円
第19期(平成24年9月20日)	0 円
第20期(平成25年3月21日)	0 円
設定来累計	1,475 円

*分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。



*分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

■ 主要な資産の状況

内訳	比率(%)
ニチ・ベイ マーケット ニュートラル	92.5
ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	4.5
現金等	3.1
合計	100.0

*ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

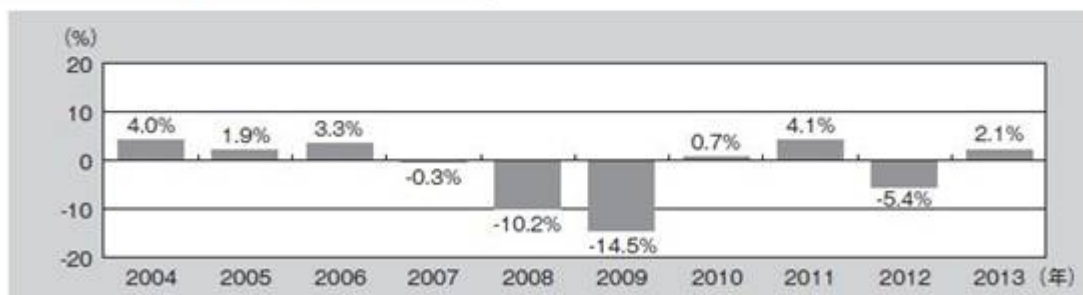
ニチ・ベイ マーケット ニュートラルの組入れ上位10銘柄					
日本株式(買値)			米国株式(買値)		
銘柄	業種	比率(%)	銘柄	業種	比率(%)
野村不動産オフィスファンド投資法人	—	2.5	ナショナル・オイル・ウエル・バーコ	石油・ガス・サービス販売	2.9
日本ビルファンド投資法人	—	2.1	CA	ソフトウェア・サービス	2.7
大塚ホールディングス	医薬品	2.0	TJXカンパニー	一般小売	2.7
大塚商会	情報・通信業	1.9	ビーミス	資本財	2.7
京成電鉄	陸運業	1.9	BMCソフトウェア	ソフトウェア・サービス	2.6
博報堂DYホールディングス	サービス業	1.8	フェデレーテッド・インベスターズ	金融サービス	2.6
日本通運	陸運業	1.8	マイクロソフト	ソフトウェア・サービス	2.6
東日本旅客鉄道	陸運業	1.8	ロス・ストアーズ	一般小売	2.6
日本オラクル	情報・通信業	1.7	ペリサイン	ソフトウェア・サービス	2.5
東京瓦斯	電気・ガス業	1.7	エイブリー・デニソン	化学	2.5

*比率はニチ・ベイ マーケット ニュートラルの日本株式および米国株式それぞれのポートフォリオ内に対する比率です。

ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)の組入れ銘柄	
銘柄	比率(%)
第14回北九州市公債(20年) 2032年11月償還	19.9
第96回利付国債(5年) 2016年3月償還	19.4
第328回利付国債(10年) 2023年3月償還	19.3
第320回利付国債(2年) 2014年9月償還	19.2
第56回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 2047年1月償還	18.8

*比率はユナイテッド日本債券マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



*当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2013年は3月末までの収益率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨーク証券取引所
- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日
- ダブリン（アイルランド）の銀行の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨーク証券取引所
- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日
- ダブリン（アイルランド）の銀行の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（1億口または1億円以上の解約は、正午まで）を行

なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

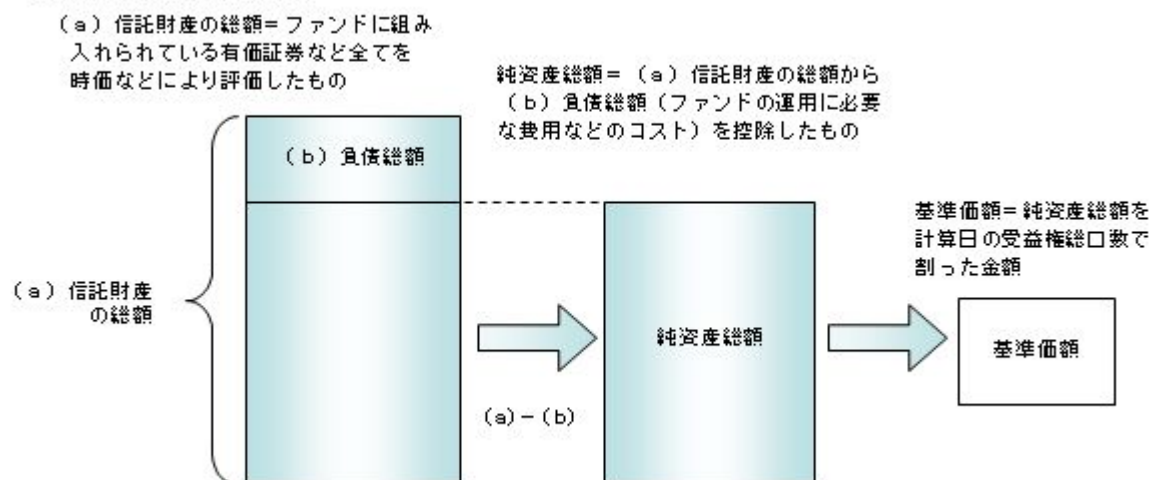
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算について

は、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（平成14年10月1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年3月21日から9月20日までおよび9月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

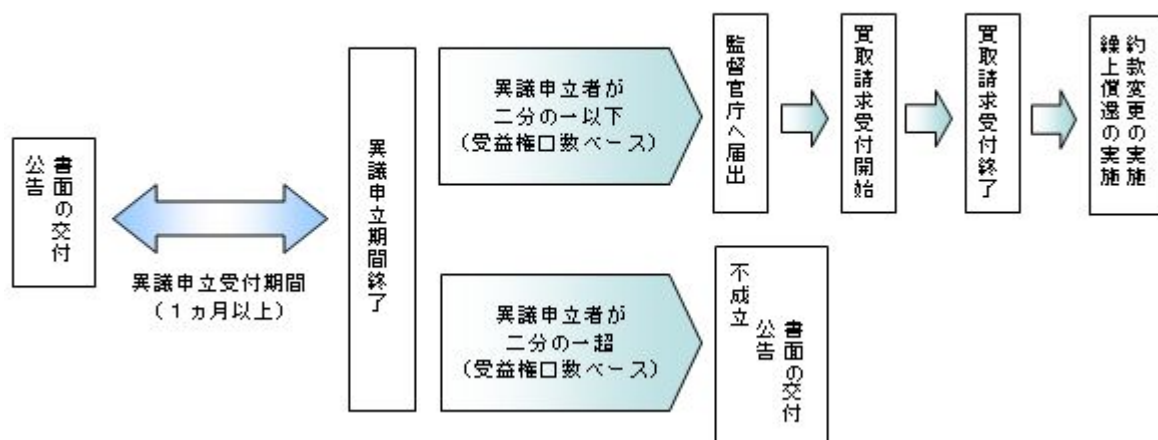
異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由な

どを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（平成24年9月21日から平成25年3月21日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラル

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (平成24年 9月20日現在)	第20期 (平成25年 3月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,939,358	10,597,457
投資信託受益証券	462,216,357	265,839,680
未収入金	-	3,000,000
未収利息	54	17
流動資産合計	482,155,769	279,437,154
資産合計	482,155,769	279,437,154
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	114,331	80,063
未払委託者報酬	2,572,428	1,801,331
その他未払費用	2,374,402	2,243,631
流動負債合計	5,061,161	4,125,025
負債合計	5,061,161	4,125,025
純資産の部		
元本等		
元本	650,579,393	368,155,905
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	173,484,785	92,843,776
(分配準備積立金)	371,913	208,637
元本等合計	477,094,608	275,312,129
純資産合計	477,094,608	275,312,129
負債純資産合計	482,155,769	279,437,154

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 平成24年 3月22日 至 平成24年 9月20日	第20期 自 平成24年 9月21日 至 平成25年 3月21日
営業収益		
受取利息	6,103	6,661
有価証券売買等損益	4,533,205	13,123,323
営業収益合計	4,539,308	13,129,984
営業費用		
受託者報酬	114,331	80,063
委託者報酬	2,572,428	1,801,331
その他費用	2,374,402	2,243,631
営業費用合計	5,061,161	4,125,025
営業利益又は営業損失（ ）	521,853	9,004,959
経常利益又は経常損失（ ）	521,853	9,004,959
当期純利益又は当期純損失（ ）	521,853	9,004,959
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,744,135	3,875,861
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	202,362,873	173,484,785
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,086,517	78,963,246
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,086,517	78,963,246
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,942,441	3,451,335
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,942,441	3,451,335
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	173,484,785	92,843,776

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第20期 自 平成24年 9月21日 至 平成25年 3月21日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成25年3月20日が休日のため、当計算期間末日を平成25年3月21日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第19期 （平成24年 9月20日現在）	第20期 （平成25年 3月21日現在）
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	773,618,459円	650,579,393円
期中追加設定元本額	87,492,438円	13,891,333円
期中一部解約元本額	210,531,504円	296,314,821円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は173,484,785円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は92,843,776円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	650,579,393口	368,155,905口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第19期 自 平成24年 3月22日 至 平成24年 9月20日	第20期 自 平成24年 9月21日 至 平成25年 3月21日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	0円	3,652円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	4,713,507円	2,672,821円
分配準備積立金額	371,913円	204,985円
当ファンドの分配対象収益額	5,085,420円	2,881,458円
当ファンドの期末残存口数	650,579,393口	368,155,905口
1万口当たり収益分配対象額	78.16円	78.25円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

（金融商品に関する注記）

項目	第19期 自 平成24年 3月22日 至 平成24年 9月20日	第20期 自 平成24年 9月21日 至 平成25年 3月21日
1. 金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	・金融商品に対する取組方針 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項	・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左 ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法 同左
--------------------------	--	---

(有価証券関係に関する注記)
売買目的有価証券

種類	第19期 自 平成24年 3月22日 至 平成24年 9月20日	第20期 自 平成24年 9月21日 至 平成25年 3月21日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,111,352	7,861,407
合計	1,111,352	7,861,407

(デリバティブ取引等関係に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

（ 1口当たり情報）

項目	第19期 (平成24年 9月20日現在)	第20期 (平成25年 3月21日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.7333円 (7,333円)	0.7478円 (7,478円)

（ 4 ）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	10,984,978	12,115,332	
		ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	23,806	253,724,348	
合計			11,008,784	265,839,680	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年3月29日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	274,163,245 円
負債総額	151,032 円
純資産総額（ - ）	274,012,213 円
発行済口数	366,955,905 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7467 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**（1）名義書換**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成25年3月末現在の委託会社の資本金の額： 1,305,000,000円

委託会社が発行する株式総数： 6,400株

発行済株式総数： 5,200株

最近5年間ににおける資本金の額の増減： 平成21年11月30日に125,000,000円の増資

平成25年3月18日に150,000,000円の増資

（2）委託会社等の機構

平成25年3月末現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

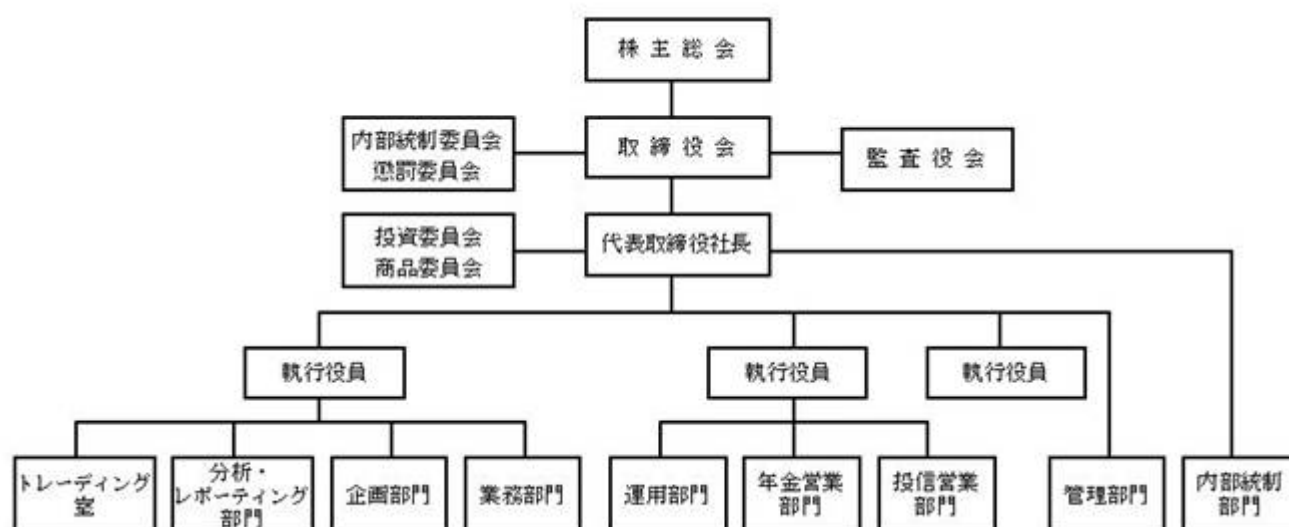
・監査役会

3名以上4名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の最終の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として内部統制委員会および懲罰委員会が、代表取締役社長の下部機構として投資委員会および商品委員会が、それぞれ設置されています。

組織図



（平成25年3月末現在）

投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、運用部門が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、運用状況検討会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。
投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、各ファンドマネージャーおよび投資判断者、分析・レポート部門の責任者、企画部門の責任者、内部統制部門責任者、で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部門のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をします。トレーディング室は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。
3. 運用状況検討会において、分析・レポート部門による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。
運用状況検討会は、分析・レポート部門、運用部門、企画部門、営業部門、業務部門、内部統制部門の各責任者で構成し、原則として月次で開催されます。

（平成25年3月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。
- ・平成25年3月末現在、委託会社が、運用する投資信託（総ファンド数45本、純資産総額42,673百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	40	37,362
単位型株式投資信託	5	5,311
合計	45	42,673

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	199,379	133,219
関係会社短期貸付金	50,000	-
前払費用	12,527	10,251
未収入金	137	9
未収委託者報酬	114,316	90,344
未収収益	92,795	88,990
立替金	24,595	68,601
流動資産合計	493,752	391,417
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 7,263	6,195
器具備品（純額）	*1 2,142	1,843
リース資産（純額）	*1 503	-
有形固定資産合計	9,908	8,039
無形固定資産		
ソフトウェア	2,715	54,495
電話加入権	1,294	1,294
無形固定資産合計	4,010	55,789
投資その他の資産		
破産更生債権等	2,459	2,459
長期差入保証金	21,789	21,613
長期前払費用	929	542
貸倒引当金	2,459	2,459
投資その他の資産合計	22,719	22,156
固定資産合計	36,638	85,985
資産合計	530,390	477,403
負債の部		
流動負債		
預り金	12,033	31,664
未払金	13,933	13,886
未払手数料	38,185	23,630
リース債務	558	-
未払費用	3,147	4,379
未払委託調査費	77,799	47,490
未払法人税等	2,686	3,165
未払消費税等	4,412	2,490
前受収益	815	815
賞与引当金	6,637	5,318
流動負債合計	160,210	132,841
固定負債		
長期前受収益	1,961	1,146
固定負債合計	1,961	1,146
負債合計	162,172	133,987
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		

資本準備金	125,000	125,000
資本剰余金合計	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	911,781	936,584
利益剰余金合計	911,781	936,584
株主資本合計	368,218	343,415
純資産合計	368,218	343,415
負債・純資産合計	530,390	477,403

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	625,535	798,049
投資助言報酬	5,467	53,565
運用受託報酬	231,906	215,905
投資兼業報酬	7,193	3,190
営業収益合計	870,101	1,070,711
営業費用		
支払手数料	222,650	170,286
広告宣伝費	1,574	3,474
調査費	54,408	47,010
委託調査費	196,579	367,476
図書費	533	197
委託計算費	1,918	1,862
通信費	4,334	4,521
印刷費	7,815	3,781
諸会費	2,405	2,270
営業費用合計	492,221	600,882
一般管理費		
給料・手当	277,417	252,569
役員報酬	24,600	38,700
賞与引当金繰入額	6,637	—
租税公課	3,764	4,220
不動産賃借料	34,070	34,130
退職給付費用	9,024	7,691
固定資産減価償却費	3,417	4,147
消耗器具備品費	4,367	4,236
機器賃借料	53,683	53,107
法律専門家報酬	4,854	2,061
新人採用費	13,144	4,121
諸経費	101,733	88,941
一般管理費合計	536,714	493,928
営業損失	158,833	24,100
営業外収益		
受取利息	*1 1,107	247
為替差益	—	234
その他営業外収益	30	—
営業外収益合計	1,138	482
営業外費用		
支払利息	37	11
株式交付費	—	115
その他営業外費用	*2 184	107
営業外費用合計	221	234
経常損失	157,916	23,852
特別利益		
賞与引当金戻入額	2,240	—
特別利益合計	2,240	—
特別損失		
固定資産廃棄損	*3 90	—
特別退職加算金	362	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	794	—
特別損失合計	1,247	—
税引前当期純損失	156,923	23,852
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失	157,873	24,802

--	--

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,155,000	1,155,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	125,000	125,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	125,000	125,000
資本剰余金合計		
当期首残高	125,000	125,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	753,907	911,781
当期変動額		
当期純損失	157,873	24,802
当期変動額合計	157,873	24,802
当期末残高	911,781	936,584
利益剰余金合計		
当期首残高	753,907	911,781
当期変動額		
当期純損失	157,873	24,802
当期変動額合計	157,873	24,802
当期末残高	911,781	936,584
株主資本合計		
当期首残高	526,092	368,218
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期純損失	157,873	24,802
当期変動額合計	157,873	24,802
当期末残高	368,218	343,415
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	-
当期変動額合計	1	-
当期末残高	-	-
評価換算差額等合計		
当期首残高	1	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	-
当期変動額合計	1	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
当期首残高	526,090	368,218
当期変動額		
新株の発行	-	-

当期純損失	157,873	24,802
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	-
当期変動額合計	157,872	24,802
当期末残高	368,218	343,415

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（１）その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）なお、当事業年度末において残高はございません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項ありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法を採用しております。

（２）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、当事業年度末において残高はございません。

3. 繰延資産の処理方法

（１）株式交付費

支払時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
建物附属設備 14,160千円	建物附属設備 15,427千円
器具備品 4,238千円	器具備品 4,644千円
リース資産 1,645千円	

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。
受取利息 1,102千円	受取利息 247千円
*2 その他営業外費用	*2 その他営業外費用
業務処理過誤により発生した費用 105千円	解約金 56千円
立替印刷費誤算回収不能額 79千円	業務処理過誤により発生した費用 50千円
*3 固定資産廃棄損の内訳は次の通りであります。	
器具備品 90千円	—

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600	—	—	4,600
合 計	4,600	—	—	4,600

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600	—	—	4,600
合 計	4,600	—	—	4,600

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

当事業年度中にリース契約が終了したことにより、該当ありません。

（2）リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払委託調査費は、1年以内の支払期日です。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（＊）	時価（＊）	差額
（1）現金及び預金	199,379	199,379	-
（2）関係会社短期貸付金	50,000	50,000	-
（3）未収委託者報酬	114,316	114,316	-
（4）未収収益	92,795	92,795	-
（5）未払委託調査費	(77,799)	(77,799)	-

（＊）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（＊）	時価（＊）	差額
（1）現金及び預金	133,219	133,219	-
（2）未収委託者報酬	90,344	90,344	-
（3）未収収益	88,990	88,990	-
（4）立替金	68,601	68,601	-
（5）預り金	(31,664)	(31,664)	-
（6）未払委託調査費	(47,490)	(47,490)	-

（＊）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金及び預金・（2）未収委託者報酬・（3）未収収益、並びに（4）立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（5）預り金、及び（6）未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	199,379
関係会社短期貸付金	50,000
未収委託者報酬	114,316
未収収益	92,795
合計	456,491

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	133,219
未収委託者報酬	90,344
未収収益	88,990
立替金	68,601
合計	381,155

（有価証券関係）

1. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額
株式	-	-
債券	-	-
その他	1,001	1
合計	1,001	1

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項ありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年4月 1 日 至 平成23年3月31日）	前事業年度 （自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日）
（1）確定拠出年金への掛金支払額	9,024	7,691
小計	9,024	7,691
（2）臨時に支払った割増退職金等	362	-
合計	9,387	7,691

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	127,438	409,070
未確定債務	-	3,713
未払事業税	702	842
減価償却超過額	417	225
賞与引当金	2,701	2,021
貸倒引当金	1,001	876
資産除去債務	394	408
繰延税金資産小計	132,655	417,157
評価性引当金	(132,655)	(417,157)
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

この変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響はありません。

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は入居から31年間を採用しております。

当事業年度において、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は5,470千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	中国	その他	合計
58,767	120,055	65,744	244,566

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益	関連するセグメント名
Japan Asia Securities Limited	117,053	-

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	その他	合計
132,044	140,617	272,661

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理役 員の兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息 の受取	690,000千円 640,000千円 1,102千円	関係会社短期 貸付金	50,000 千円

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理役 員の兼任	資金の貸付 貸付金利息 の受取	130,000千円 247千円	関係会社短期 貸付金	-

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)（東京証券取引所に上場）

日本アジアホールディングズ(株)（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成22年4月 1 日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	80,047円	74,655円
1株当たり当期純損失金額	34,320円	5,391円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月 1 日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日）
当期純損失	157,873千円	24,802千円
普通株式に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純損失	157,873千円	24,802千円
普通株式の期中平均株式数	4,600株	4,600株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間

（平成24年9月30日）

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		87,520
		6,680
前払費用		
未収委託者報酬		79,190
未収収益		57,952
立替金		58,485
流動資産合計		289,830
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1	0
器具備品（純額）	*1	0
有形固定資産合計		0
無形固定資産		
ソフトウェア		0
電話加入権		0
無形固定資産合計		0
投資その他の資産		
破産更生債権等		2,459
長期差入保証金		17,290
長期前払費用		349
		2,459
貸倒引当金		
投資その他の資産合計		17,639
固定資産合計		17,639
資産合計		307,469
負債の部		
流動負債		
預り金		15,291
未払金		14,783
未払手数料		19,543
未払費用		3,488
未払委託調査費		36,861
未払法人税等		1,971
未払消費税等		2,026
前受収益		815
流動負債合計		94,782
固定負債		
長期前受収益		737
固定負債合計		737
負債合計		95,519
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		125,000
資本剰余金合計		125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	1,068,049
利益剰余金合計	1,068,049
株主資本合計	211,950
純資産合計	211,950
負債・純資産合計	307,469

中間損益計算書

（単位:千円）

		当中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		256,686
投資助言報酬		13,387
運用受託報酬		55,814
投資兼業報酬		1,093
営業収益合計		326,982
営業費用		
支払手数料		79,996
広告宣伝費		785
調査費		17,360
委託調査費		57,142
図書費		80
委託計算費		950
通信費		1,931
印刷費		2,124
諸会費		1,259
営業費用合計		161,630
一般管理費		
給料・手当		127,886
役員報酬		11,400
租税公課		1,841
不動産賃借料		16,968
退職給付費用		3,709
固定資産減価償却費	*1	6,526
消耗器具備品費		1,465
機器賃借料		5,954
法律専門家報酬		708
新人採用費		2,626
諸経費		55,481
一般管理費合計		234,569
営業損失		69,218
営業外収益		
受取利息		1
営業外収益合計		1
営業外費用		
為替差損		234
営業外費用合計		234
経常損失		69,452
特別損失		
減損損失	*2	61,537
特別損失合計		61,537
税引前中間純損失		130,990
法人税、住民税及び事業税		475
中間純損失		131,465

中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）
株主資本		
資本金		
当期首残高		1,155,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		125,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		125,000
資本剰余金合計		
当期首残高		125,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		936,584
当中間期変動額		
中間純損失		131,465
当中間期変動額合計		131,465
当中間期末残高		1,068,049
利益剰余金合計		
当期首残高		936,584
当中間期変動額		
中間純損失		131,465
当中間期変動額合計		131,465
当中間期末残高		1,068,049
株主資本合計		
当期首残高		343,415
当中間期変動額		
中間純損失		131,465
当中間期変動額合計		131,465
当中間期末残高		211,950
純資産合計		
当期首残高		343,415
当中間期変動額		
当中間純損失		131,465
当中間期変動額合計		131,465
当中間期末残高		211,950

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における 利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用して おります。 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に ついては貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能 見込額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって おります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成24年9月30日)	
*1	有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。なお、 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
	建物附属設備 16,002千円
	器具備品 4,804千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）		
*1 固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。		
有形固定資産		735千円
無形固定資産		5,791千円
*2 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。		
場所	用途	種類
本社(東京都中央区)	事業用資産	建物附属設備、器具備品、 電話加入権、ソフトウェア、 長期差入保証金
当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。 当中間会計期間において、事業用資産の収益性が低下したこと等に伴い当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（61,537千円）しております。 その内訳は、建物附属設備5,620千円、器具備品1,683千円、電話加入権1,294千円、ソフトウェア48,703千円、長期差入保証金4,234千円であります。 なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから備忘価額により評価しております。		

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当中間会計期間末
普通株式（株）	4,600	—	—	4,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	87,520	87,520	-
(2) 未収委託者報酬	79,190	79,190	-
(3) 未収収益	57,952	57,952	-
(4) 立替金	58,485	58,485	-
資産計	283,150	283,150	-
(1) 預り金	15,291	15,291	-
(2) 未払金	14,783	14,783	-
(3) 未払手数料	19,543	19,543	-
(4) 未払委託調査費	36,861	36,861	-
負債計	86,480	86,480	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負債 (1) 預り金、(2) 未払金、(3) 未払手数料、(4) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当中間会計期間において、当該資産除去債務の総額の増減はありません。

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	その他	合計
43,789	26,506	70,296

（注）売上高は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月 30日）	
1株当たり純資産額	46,076円17銭
1株当たり中間純損失金額	28,579円37銭
（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）における1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算上の中間純損失	131,465千円
普通株式に係る中間純損失	131,465千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	4,600株

（重要な後発事象）

当社は、平成24年10月16日に金融庁より、金融商品取引法第42条第2項(善良なる管理者の注意義務)の規定に違反の事実が認められたとして、金融商品取引法第51条及び同法第52条第1項の規定に基づき、新たな投資一任契約の締結禁止(平成24年10月16日から平成24年12月15日までの間)並びに業務改善命令を受けております。

これに対し同年11月15日、内部管理態勢の整備や、投資一任契約の締結前後のチェック体制の強化等を内容とする業務改善報告書を金融庁に提出し、現在、改善報告書に沿って業務の改善策を遂行中であります。

当該行政処分により、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点で影響額の合理的な見積りを行うことは困難であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
株式会社荘内銀行	7,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成24年12月20日	有価証券報告書
平成24年12月20日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年5月24日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラルの平成24年9月21日から平成25年3月21日までの第20期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド日米株式マーケット・ニュートラルの平成25年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月11日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月18日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。